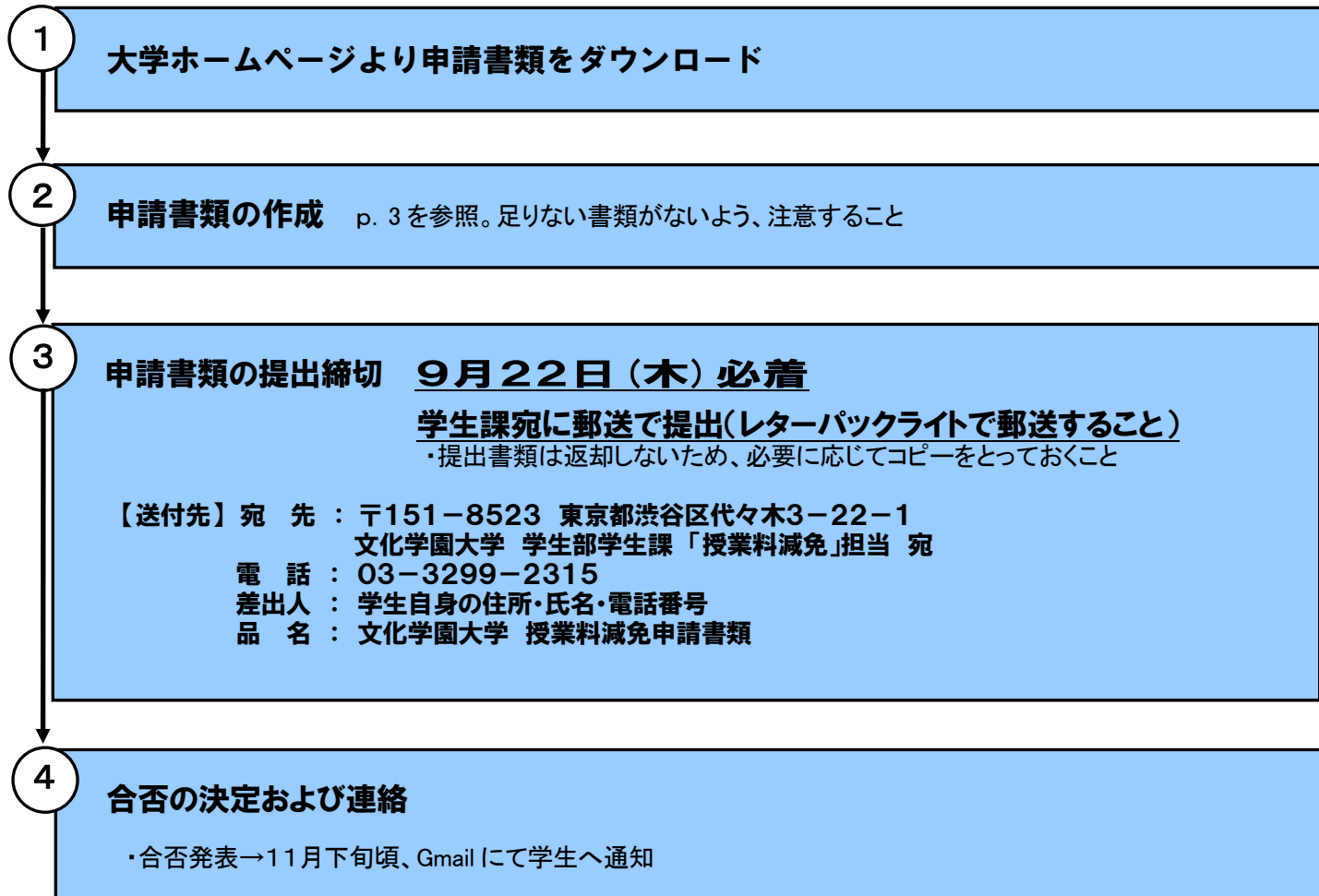


2022年度 文化学園大学
新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で、家計が急変した世帯の学生に対する授業料減免
募集要項

新型コロナウイルス感染症の直接的・間接的な影響で、家計が急変した世帯の学生の修学機会を確保するために経済的理由により修学困難な学生に対する授業料減免を実施いたします。つきましては、授業料減免支援規程に従い、本人の申請に基づき、証明書等の書類を提出できる者に授業料減免をいたします。

《申請方法》



《申込資格》

文化学園大学に在籍する正規生を対象とする。ただし、次の各号に該当する者は対象外とする。

- (1) 高等教育の修学支援新制度を受けている者
- (2) 文化学園大学奨学金を受けている者
- (3) 授業料減免を受けている特待生
- (4) 国費外国人留学生
- (5) 文部科学省外国人留学生学習奨励費受給者
- (6) 地方公共団体給付奨学金 年額22万5千円以上の受給者
- (7) 卒業見込みのない者または休学中の者

《家計基準等》

次の①～③のすべてに該当する者は、申込みをすることができる。

①新型コロナウイルス感染症の影響により家計が急変し、経済的に修学困難となった申込資格に該当する学生。
なお、対象となる学生のうち、外国人留学生は2022年5月1日現在、在留資格「留学」であり、履修登録をしている者。

②次のAまたはBのいずれかに該当すること。

A. 国や地方公共団体またはその他の公的機関が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書(対象の公的支援は、緊急小口支援、厚生年金保険料・労働保険料の納付猶予、国税地方税の納付猶予、持続化給付金など)が提出できる者。

※公的支援の受給証明書は、2022年・2021年・2020年のいずれかであること。

B. 主たる生計維持者一人の所得金額(「給与所得者」は源泉徴収票の支払金額とし、「給与所得者以外」は確定申告書等の所得金額)を、次の(1)～(5)のいずれかの方法で比較し、1/2以下となっている者。

(1) 2019年所得金額 と 2021年所得金額

(2) 2020年所得金額 と 2021年所得金額

(3) 2019年所得金額 と 2022年所得見込額 ※

(4) 2020年所得金額 と 2022年所得見込額 ※

(5) 2021年所得金額 と 2022年所得見込額 ※

※2022年の所得見込額については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、収入が減少した月の1か月分の所得を12倍した金額とする。

なお、主たる生計維持者が海外に在住しており、所得金額が日本円ではない場合、昨年については昨年の為替レート、今年については今年の為替レートを用いて日本円に換算すること。

為替レートについては、各当該年の9月8日～9月22日のレートを使用して計算してください。

③主たる生計維持者一人の2021年の所得金額、もしくは2022年の所得見込額(新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、収入が減少した月の1か月分の所得を12倍する)が、(1)または(2)に該当する者。

(1) 給与所得者……源泉徴収票の支払金額が、841万円以下

(2) 給与所得者以外……確定申告書等の所得金額が、355万円以下

《減免金額・方法》

年間授業料相当額の30%を、2022年度後期学費を通じて1回のみ減免する。後期学費完納者については、学生本人名義の銀行口座へ支給する。

ただし、入学金の半額免除を受けている特待生は、年間授業料相当額の半額から入学金の半額を引いた金額を減免する。

《その他》

◆ わからないことは自分で勝手に判断せず、必ず学生本人が電話にて、学生課奨学金担当へ相談してください。

学生課受付時間 月～金曜日 9:00～17:00

◆ 各自の携帯電話へ連絡することがあります。

・ 大学学生課の電話番号を必ず登録してください。【電話:03-3299-2316】

・ ドメイン指定受信の設定をしている場合は、【@bunka.ac.jp】のメールが受信できるようにしておいてください。

◆ 提出された各書類の情報は、奨学金業務のために利用されます。この利用目的の適正な範囲内において、学内関係者へ情報提供されますが、その他の目的には利用されません。

《申請書類》A～Dについて、各自該当する書類を必ず提出すること。

※提出された書類は返却しません。

※書類の記入は、黒ボールペンを使用してください(フリクションペン不可)。

書類内容	留意点																				
A. 申請書①	<p>《記入方法》</p> <p>①学生本人がすべて記入をする。ただし「保護者署名欄」は保護者が記入をする。</p> <p>②「生計維持者」…父母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人を記入する。</p> <p>③「公的支援の受給状況」…該当するものに○をつける。</p> <p>④「収入金額」…下4桁切り捨てで、記入する(例:3,255,000円 → 325)。 給与所得 → 源泉徴収票の「支払金額」 給与所得以外 → 確定申告書等の「所得金額」(収入が複数の場合、合計額)</p> <p>⑤「奨学金受給歴」…該当するものに○をつけ、詳細を記入する。</p> <p>⑥「申請理由」…授業料減免を希望する理由を記入する。</p>																				
B. 申請書②	<p>・学生証のコピーと学生本人名義の金融機関の通帳のコピーを貼る。</p>																				
C. 在留カードの両面コピー (外国籍学生のみ提出)	<p>・A4用紙で提出。</p>																				
D. 証明書類	<p>■ p.2《家計基準等》より、以下の主たる生計維持者一人(父または母。父母がいない場合は代わって家計を支えている人)の証明書を提出してください。</p> <p>■ 2019年・2020年・2021年所得の証明書類については、必ず市区町村発行の「課税証明書(原本)」を提出してください。 例：2019年所得の証明書類は、「2020年度 課税証明書」です。 2020年所得の証明書類は、「2021年度 課税証明書」です。 2021年所得の証明書類は、「2022年度 課税証明書」です。</p> <p>■ 1または2のいずれかの証明書を提出。3の証明書は全員提出。</p> <p>1. 国や地方公共団体またはその他の公的機関が、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による収入減少があった者を支援対象として実施する公的支援の受給証明書(いずれか1つで可)</p> <table border="1" data-bbox="464 1227 1428 1563"> <thead> <tr> <th></th> <th>証明書書類</th> <th>請求先</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>緊急小口資金(主に休業された方向け)</td> <td rowspan="2">各都道府県の社会福祉協議会</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>総合支援資金(主に失業された方等向け)</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>厚生年金保険料の納付猶予</td> <td>最寄りの年金事務所</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>労働保険料の納付猶予</td> <td>各都道府県の労働局や労働基準監督署</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>国税・地方税の納付猶予</td> <td>最寄りの税務署</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>持続化給付金</td> <td>経済産業省</td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 次の(1)～(5)のいずれかの方法で比較し、1/2以下となっている者 (1)2019年所得金額と2021年所得金額の場合→2020年度と2022年度課税証明書 (2)2020年所得金額と2021年所得金額の場合→2021年度と2022年度課税証明書 (3)2019年所得金額と2022年所得見込額の場合→2020年度課税証明書と2022年所得見込証明書※ (4)2020年所得金額と2022年所得見込額の場合→2021年度課税証明書と2022年所得見込証明書※ (5)2021年所得金額と2022年所得見込額の場合→2022年度課税証明書と2022年所得見込証明書※ ※2022年所得見込証明書については、2022年1月以降で収入が減少した1か月分の給与明細等を提出してください。</p> <p>3. 2022年度課税証明書もしくは 2022年所得見込証明書(2022年1月以降で収入が減少した1か月分の給与明細等) ※給与所得者の場合は、源泉徴収票の支払金額が841万円以下、 給与所得者以外の場合は、確定申告書等の所得金額は355万円以下であること。</p>		証明書書類	請求先	1	緊急小口資金(主に休業された方向け)	各都道府県の社会福祉協議会	2	総合支援資金(主に失業された方等向け)	3	厚生年金保険料の納付猶予	最寄りの年金事務所	4	労働保険料の納付猶予	各都道府県の労働局や労働基準監督署	5	国税・地方税の納付猶予	最寄りの税務署	6	持続化給付金	経済産業省
	証明書書類	請求先																			
1	緊急小口資金(主に休業された方向け)	各都道府県の社会福祉協議会																			
2	総合支援資金(主に失業された方等向け)																				
3	厚生年金保険料の納付猶予	最寄りの年金事務所																			
4	労働保険料の納付猶予	各都道府県の労働局や労働基準監督署																			
5	国税・地方税の納付猶予	最寄りの税務署																			
6	持続化給付金	経済産業省																			